

重要事項説明書

1 訪問看護ステーション たいせい大泉の杜の概要

(1) 運営の目的

合同会社 大成が開設する訪問看護ステーション たいせい大泉の杜が行う介護予防訪問看護及び指定訪問看護事業の適切な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所は、利用者の心身の特性や家庭環境を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防の為、適切なサービス提供に努めます。

(3) 事業所の概要

設置者名	合同会社 大成
代表者名	岡本 かおり
事業者名	訪問看護ステーション たいせい大泉の杜
管理者名	
所在地	福島県伊達市保原町大泉字大地内108-1
電話番号	024-529-7144
医療保険法	1390046
介護保険法	791390046

(4) 当事業所の職員体制

職種	常勤		非常勤		業務内容	計
	専従	兼務	専従	兼務		
管理者		1			看護計画作成者	1
					管理業務・訪問看護業務	1
訪問看護師	看護師	1		1	訪問看護業務	3
	准看護師	1				
理学療法士等						0

(5) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	午前9時～午後6時

(6) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～日曜日
サービス提供時間	午前9時～午後5時

※ 上記以外の時間帯についてはご相談ください。

2 通常のサービス提供地域

サービス提供地域	伊達市
----------	-----

※通常のサービス提供実施地域の利用者は、交通費の自己負担はありません。

通常のサービス提供実施地域以外の利用者の方から居宅介護支援の要請があった場合は、

実施地域の境界から1km当り50円（片道、消費税込）の交通費がかかります。

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

内 容
健康状態の観察（体温・脈拍・血圧測定・病状の観察）・日常生活の看護（食事・排泄・清潔の援助）・服薬管理・指導
医師の指示に基づく医療的処置（床ずれ・創傷の処置・カテーテル類の管理）
医療機器や機器使用者のケア・管理（ストーマ・胃ろう・気管切開・在宅酸素・人工呼吸器）
在宅リハビリテーション家族療養上の支援・相談ターミナルケア など

※ 訪問看護計画書作成について

利用者に係る医師の指示書及び居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画書(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

主治医の訪問看護指示書・介護予防訪問看護指示書に基づき、契約者と合意の上で作成した訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書及び居宅サービス計画（ケアプラン）の記載指示に従うものとします。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

事業所は訪問看護事業所の実施にあたって、ご利用者の事業・意向等に十分配慮し、訪問看護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業所が行います。

③備品等の使用

訪問看護サービスの実施のために使用する水道・ガス・電気・電話代・介護用品・衛生管理用品等の費用は、利用者の負担となります。

(3) 利用料と加算

① 訪問看護サービス利用料金表のとおり

※その他、やむを得ない介護事情、要介護や特定疾病の介護状態によって2名の訪問看護師が訪問看護を行うことを、お客様の同意を得て計画上必要となる場合は、該当サービス項目の金額2名分の料金となります。

② 介護予防訪問看護 利用料金と加算

ご利用料金については、別紙記載のとおり ・ 加算・減算については、別紙2記載のとおり

※その他

・指定駐車場が有料駐車場の場合は駐車時間での料金を別途お支払頂く場合があります。その場合は領収書の発行を受け、お客様にお渡しします。

③ キャンセル料について

サービス提供の24時間前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です
サービス提供の12時間前までに連絡があった場合	利用料金の25%
サービス提供の12時間前までに連絡がなかった場合	利用料金の50%

※ただし、利用者の体調不良ややむを得ない事情の場合には、キャンセル料の請求はいたしません。

(4) 支払方法

お支払いは原則として預金口座振替依頼書（別紙）記載の金融機関から20日に口座振替となります。当月分を1か月ごとに精算し、翌月の15日以降に請求書を発送致します。

4 利用について

(1) サービスの利用開始

重要事項説明書及び契約締結後、医師の訪問看護指示書及び居宅サービス計画書を基に、訪問看護計画書を作成致し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者はいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。

②事業所は次の理由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

1) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく連続して3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合

2)利用者が事業所職員にこの契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合

③ 次の事由に該当した場合はこの契約は自動的に終了します。

1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

2) 利用者が死亡した場合

3) やむを得ない事情によりステーションを閉鎖する場合

5 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者、その家族に関する秘密の保持について

事業者、サービスの提供をする上で知り得た、利用者、及びその家族に関する情報を、理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

契約者に係るサービス担当者会議等正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意書を文書により得た上で、契約者又はその家族の個人情報を用いることができますものとしします。

6 虐待防止に関する措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施

(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

7 提供するサービスの第三者評価の実施状況

(1) 実施の有無 (有・無)

8 事故発生の対応及び賠償責任

契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご家族、契約者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。また、当事業所が利用者に対して行った訪問看護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、担当の介護支援専門員に連絡をとるものとしします。

緊急時対応窓口	
---------	--

10 サービス内容に関する相談、苦情について

① 当事業所の相談、苦情窓口

事業所	訪問看護ステーション たいせい大泉の杜
相談窓口	看護師 TEL 024-529-7144

② その他苦情申出連絡先

苦情受付機関	国保連介護福祉課	024-528-0040
	福島県社会福祉協議会	024-523-1251
	伊達市健康福祉部高齢福祉課	024-575-1299

説明日 : 令和 年 月 日

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項な事項を説明しました。

【事業者】	
管理者	
説明者	

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意いたしました。

【利用者】	
住所	
氏名	
【代理人】	
住所	
氏名	

(本人との関係：続柄)